

項目	No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
全体	1	行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の様々な主体（市民・企業等）が公共の担い手の当事者としての自覚と責任をもって活動する「新しい公共」の時代となった。 そのような時代になって、それぞれ（市民、議会、行政）の役割分担や責務などを規定し、まちづくりの方向性とその継続を宣言することは時代の要請でもあり、まさに時宜を得た施策であると思う。 また、市長が代わってもまちづくりの考え方が一定に保たれることも必要だと思う。 このようなことから、この条例の早期の制定が必要であると思う。	賛成のご意見として承りました。 少子高齢化や人口減少に伴う財政難等の状況、及びますます細分化や複雑化する市民ニーズに的確に対応していくため、これまでの行政主導のまちづくりから、市民等、議会、市長等の三者による協働のまちづくりへの転換が求められています。	5 その他
	2	条文が多分野に亘り市政運営の根幹（財政健全化や情報公開、コンプライアンス防災など）に関わっており、制定後は各政策の一層の整備と推進につながるものと期待する。 市民憲章制定時に話題となってから既に多くの時間が経過している。慎重審議とともに、時宜を失うことがないように早急な制定作業を願う。 制定後に規定内容を「絵に描いた餅」にして欲しくないことはもちろん、「協働のまちづくり」の趣旨を理解し合い、円滑に定着、運用されるよう望む。全体的に島田市にとって必要な条例と考える。	こうした状況を踏まえ、現在の市民参加型の協働のまちづくりの取組体制を未来に向け、恒久的に継続させるため、市民が市政に参画する基本的な考えや情報共有・協働のルールを、三者の共通の指針として条例に定めようとするものです。 制定については時宜を失うことなく、制定後は絵に描いた餅とならないよう、協働のまちづくりの普及啓発に努めてまいりたいと考えます。	
	3	そもそも、今までなぜこれが無かったのか、策定されてなかったのが不思議でならない。ずっと前からあっても良かったのだと思う。遅すぎるかなと思った。		
	4	市民の意識や価値観が複雑・多様化していると言われますが、現実には個々の市民あるいは世帯そのものの個別化（協働の希薄化）は顕著で、市民生活の維持向上・公益性の推進には行政等も大変なエネルギーを必要としているのではないかと。 こうした中で島田市自治基本条例（案）は、島田市の行政運営や地域づくりについて、市民（等）、議会、行政が適切な役割分担の下で連携し、「新しい公共の創造」に関与することを体系的に整理したもので、島田市のみんなの約束事として重要なものとする。 過日の市議会で「あえて制定する必要があるのか」との議員質問があった。みんなの意識や価値観が複雑・多様化し個々の市民・世帯の個別化（協働の希薄化）が進む今だから、島田市のこれからの向け「あえて制定する必要がある」のではないかと。		
	5	自治基本条例は市政運営の基本理念について定め、直接市民生活がすぐに変わるものではないと理解している。将来の市政運営について長期的ビジョンを保つために必要な条例と思うので賛成する。		
	6	自治基本条例の必要性を強く感じた。大切な島田市が平和で活気のある市に生まれ変わるためにも条例制定が決まるよう、賛同する。		
	7	今回の条例素案は、市長の市民参加に向けた姿勢が示されていて、情報の共有や提供が義務付けられたものとなっている。制定された暁には条例を活用してさらに住みよい島田市の創造ができると思うので、今回の素案について賛成する。		
	8	国内外の政治・経済・社会情勢の急激な変化の中で2014年に中央政府は「地方政府」と首相の記者会見で発表した。しかし、国家財政の益々の悪化により交付金の交付もままならず、政府機関の移転や特区の制定なども思うように実現していないようである。しかし「地方創生」は日本における最重なる国家目標であり、この政策の成否は今後の国家の浮沈を左右すると思われる。そこで中央政府にかわり、地方公共団体がこれを担い、さらに市民がその責任の一端を担うことは、必然の流れと思うので、この条例に賛同する。		
	9	こういうものが制定されていなかったことが問題であると気付かされた。市長（市役所）と市民との垣根のない市政に守られた安心して住める島田市になっていくために必要である。よって賛成する。		
	10	市政の透明化と継続を目指す条例素案に賛成する。特に「3章」「6章」「7章」は重要だと考える。行政に頼るだけでなく市民もまちづくりに関心を持ち、情報を入手し、行政とともに考え、行動することが市政への市民参画に繋がると思		

	<p>う。行政・議会・市民の役割を規定していく上でも条例は必要だと思う。</p> <p>市議会における条例に関する一般質問を傍聴したが、市政への悪意介入や住民投票への過剰な不安がどこからきているのか疑問を感じた。この条例がさらに住みよい島田になるスタートになることを願う。</p>
11	<p>島田市自治基本条例（案）の制定に賛成する。</p> <p>島田市の進む方向、理念を定める事で、ブレのない市政が期待できる。選挙で選ばれた市長や市議に全権を委ねている訳ではなく、市民の声を反映できる委員会を規定するのは有益だと思う。</p>
12	<p>高齢化社会、人口減少の時代を迎え、市の財政状況は益々厳しくなっていく状況にある。市民等、議会及び市長等が協働してまちづくりを進めることが求められていると思う。島田市自治基本条例の制定に賛同する。</p>
13	<p>条例素案は市にとって、必要なものだと思います。</p> <p>物事を決めるときに、ぶれる事のない条例があれば市民も安心できます。行政と市議と市民が条例基本に基づき、人事が変わったとしても条例を基本として事を進めることが出来ると思います。</p>
14	<p>4年前の10月“夢・みらい百人会議”に参加したとき島田市に新しい風が吹きはじめたようで心躍ったものです。特に今回の条例案の第10章協働のまちづくりについては関心があります。</p> <p>さて、9/13（水）に市議会の傍聴に行きました。自治基本条例に対する議員のあまりにもネガティブな意見にがっかりしました。「あえて自治基本条例を制定する必要があるのか」と何度も口にしていました。それに対する市長の明快な答弁には感心しました。</p> <p>10年後に現在の市長も議員も職員も、そして傍聴していた私達市民も再びあの市議会の会場に足を運べる人はどの位いるのでしょうか。</p> <p>人が代わっても行政・議会・市民の基本的なルールは変わることがあってはいけません。それぞれの役割分担を規定し、まちづくりの考え方を継続するため、この条は必要です。今を生きる私たちが子や孫に託する財産でもあります。よって素案について賛成します。</p>
15	<p>皆でまちづくりに参加し、このまちに住む誰もが幸せを実感できるまちづくりを推進するための仕組みとして、自治基本条例は良いことだと思う。住民主体のまちづくりをしていくためには、この条例は必要だと思うので私は賛成します。</p>
16	<p>条例制定に賛成します。</p> <p>今後の島田市をさらに発展させるべく、市民、議会、行政の三者が一体となり協働まちづくりを実現させるために、自治基本条例の制定は必須であると考えます。ぜひ推進していただきたいです。</p>
17	<p>本件についてのパブリック・コメントの資料を一通り目を通して見たが、特におかしい事項や文言等の個所は無く、今後の島田市にとり大切だと思われる『協働のまちづくり』を推進していくために必要な条例だと思った。</p> <p>先日、本件についての質問があるとの話を聞き、市議会を傍聴したが、質問した議員は『今ある条例で十分だ』とか『税金は払っていない人を対象にするのはおかしい』との質問をしていたが、島田市の将来を見据えた中心となる条例は当然必要であるし、勤めているが税金を払っていないからと言ってのけ者にしていたら人口が増えるわけではなく、反対のためのこじつけの質問のように感じた。</p> <p>近隣にも自治基本条例を制定している市もあるとのことであり、島田市も是非制定してより良いまちにするための、きちんとした仕組みづくりをしていただきたいので賛成します。</p>
18	<p>憲法、地方自治法等を挙げるまでもなく、自治体が住民本位に運営されることは民主主義具現化の大原則である。本条例が掲げる「協働のまちづくり」は単に暮らしやすいまちづくりに留まらず、財政問題や少子化等に直面する自治体の存亡にも関わる喫緊の重要懸案と考える。参加型の市営運営は市の力につながるからである。</p> <p>市民、議会、行政が一体となってそれぞれの責務を自覚し、総参加での創造的なまちづくりを目指すためには、方針・方</p>

全体	<p>法の原則確認は重要かつタイムリーだと思う。</p> <p>19 このまちで子育てしていく中、市に対して色んな考えやアイデア、要望があったが、何をどこに言うべきか、聞くべきかさえ分からないというのが現実。一つの目安として基本条例があるということは、とても良いことだと思う。ルール、基本となるものがなければ四方八方に意見が飛び散り、何も決められないように思う。 あと、もう少し若い人からお年寄り、行政に興味を持てなかった人にも分かりやすい言葉で表現してもらえると嬉しい。</p> <p>20 旧金谷町の頃よりまちづくり運動に関わってきた。時に行政と対立し、行政に対して激しい不信を抱いたこともあった。そのような時、活動を後押ししてくれるもの、活動を公に保証し、根拠となるもの、それがあればいいとずっと思っていた。この自治基本条例はまさにそれである。聞くところによると市民の規定や住民投票等について一部の方々より疑義が寄せられているそうだが、全くピント外れの指摘と考える。自信をもって制定に進んでください。心ある市民は応援している。ただ一つ心配なことは、本当にこの条例の目指す理念を本当のものとするような取組を市が行うかどうか。</p> <p>21 拝見して当たり前の条例で今までなぜ制定されなかったのか不思議である。島田市の協働のまちづくり宣言とも呼べるもので行政の市民に対しての証文とも呼べるものと思う。是非これが空証文とならぬよう実効を伴った計画の下で推進していただきたい。</p> <p>22 現在進行中であり、今後ますます激しく進む少子高齢化に対してどのようなビジョンを持って行政は対応していくのか。その解答がこの自治基本条例であり、この中で示された協働の理念こそが正に指針となるものであり、自治基本条例の制定に心から賛意を表します。 私の住む集落は世帯数36戸。これを2つの班に分けそれぞれに班長を置き集落としてのコミュニティを保っています。10年後の姿を予想すると80代以上の夫婦のみ、独り住まいの戸数は10戸を数え、その予備軍も10戸近くになります。現在のままのシステムでは集落の維持は困難です。既存の形での自治が間違いなく不可能となる日はすぐ迫っています。 自治基本条例はそのまま地域の今と未来とを考える条例です。 この条例の精神にのっとり制定されることを期待します。</p> <p>23 条例案に賛成する。 少子高齢化が進むなか、また、人口減少も懸念されている昨今、色々な問題を行政のみに頼ることは不可能と思う。だが、市民のパワーが必要だとしても、ルールが必要だと感じる。条例を制定し、まちづくりの考え方が恒久的に続くことを望む。</p> <p>24 前文に示されている基本理念に賛同いたします。 私は島田市で生まれ育ち、島田を心から愛し、島田が誰もが安心して豊かなくらしができるまちになることを望んでおります。様々な課題がある現在、市政を議会・行政任せにしているだけでは解決しません。また、議会・行政も、市民を都合のいいように動かすだけではまちづくりはできません。 「市民等・議会・行政がそれぞれの役割を担い、・・・話し合う時間を刻んでいくことが大切」「自分が考え・協力して行動していく協働の、まちづくりを実現するために」素晴らしい自治基本条例が制定されることを望みます。 とは言え、市民（等）は、生活に追われ余裕のない毎日を送っております。負担にならずに、どんなに小さなことでもやれるようなものにして下さい。民主主義を実感できるものになることを願います。 自治基本条例に反対する人々の会に出たことがあります。そこでは「こんなものを作れば『プロ市民』に乗っとられる。市民は忙しいのだから、議員に任せておけばよい」と説明されました。この考えには大変驚きました。 市民をバカにし、民主主義を否定するものだと思います。 意を尽くせませんが、ご理解よろしく申し上げます。</p> <p>25 4年間21回開催されたと聞く「島田市基本条例を考える市民会議」からの提案であり、市民会議の皆様方の苦勞に敬意を表します。</p>	<p>5 その他</p> <p>できるだけ簡潔で分かりやすい表現にすることに心がけますが、基本的な形式や用語の使い方等、条例としての一定のルールを踏まえる必要があります。条文を解説した逐条解説も併せてご覧いただければと思います。</p> <p>市民等の範囲と住民投票の投票権者について混同した意見もありますが、この条例では住民投票の実施に当たっては、資格等を定めた条例を別途定めることとしており、ご意見にありますように疑義は生じないものと考えます。 市民等のみなさんや協働のまちづくり推進委員会の意見も踏まえ、協働のまちづくりの意識が市民等に根付くよう取り組んでまいりたいと考えます。</p> <p>集落の維持や町内会の運営など今後まちづくりには、ますます市民力（市民が自主的に地域の課題の克服に取り組もうとする力）が必要になってまいります。市民等と議会・市長等と一緒にまちづくりに取り組むためのルールとして、この条例が必要だと考えます。</p> <p>市長が政策等を立案し、議会が予算、条例等を議決する過程において、市民等同士、市民等と議会、市民等と市長等での対話による市民等の意見が大切になります。 この条例は、まちづくりを進める上での対話の仕組みをルール化しようとするものです。</p> <p>市内には様々な意見や考えを持つ市民がおられます。より多くの市民がまちづくりに参加し、対話することが、だれ</p>
----	---	--

全体	<p>行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の様々な主体が公共の担い事の当事者としての自覚と責任を持って活動する時代となった。</p> <p>このような時代となり、市民・議会・行政の役割分担や責務などを規定し、まちづくりの方向性とその継続を宣言することは時代の要請でもあり、まさに時宜を得た施策であると思います。</p> <p>条例制定に向けて賛意を表します。</p>	<p>もが住みよい島田市の実現に向け大切なことだと考えます。</p> <p>そのためのルール作りは、三者の協働を進めるための基本だと考えます。</p>	5 その他
26	<p>そもそも、自治基本条例を作らないと市の行政の運営上にか困ることがあるのか？この条例がないと行政が停滞するのか？自治基本条例は不必要だと断言する。</p>	<p>この条例がなければ行政が停滞するわけではありません。</p> <p>より良い島田市を市民とともに創っていくために、市民力を高めて未来へ継承していくことが必要だと考えます。</p>	
27	<p>全国の365自治体で既に可決されているという状況だが、全ての自治体がやっているわけではない中で、島田市がそれを採用しようとするという理由がわからない。</p>		
28	<p>この条例がなくて、今、困っていることは何か。この条例ができることによって、こういったことができるという想定のこととは何か。</p>	<p>この条例は、少子高齢化や人口減少に伴う財政難等の状況、及びますます多様化する市民ニーズに的確に対応していく</p>	
29	<p>条例案を読みましたが、まったくなぜこのような条例が必要かわかりません。市民みずからがまちづくりをしようと言いますが、ちゃんと生業をもつ人間がそのような暇があるわけがありません。その為に市議員や市役所があるのでしょうか。まちづくり参加だといって口を出すことができるのは、得体の知れない所から日当をもらってくる人になるように思います。市議員も市の関係者もそのつちかった経験と見識で市の運営を責任感をもってやってください。</p> <p>私も島田には仕事で行くので、自治基本条例では市民になりそうですが、島田に思い入れの無い人までが、私と同じように市政に参加するのではしたらおかしいと思います。条例には大反対です。</p>	<p>ため、まちづくりを支える市民等、議会及び市長等の役割、まちづくりへの市民参画と協働の仕組み、市政運営などまちづくりに関する基本的なルールを定めたものです。</p> <p>誰もが住みよい島田市を作っていくためには、市長等だけでなく市民のみなさんと協働していくことが必要だと考えます。そのためには、協働を進めるためのルールを定め、それを誰もが知っていることが必要であり、みんなで共有できるように明文化されていることが必要だと考えます。</p>	
30	<p>先行事例から明確な成果が期待できず、今後も市政リソースの継続投入が必要であり、一方、市民の意見が二分されるような事態で、外部勢力の介入を助長しかねない条例を制定することには、現時点では賛成できない。</p>		
31	<p>この条例の必要性、制定後の効果の具体例（先行事例での条例があったから出来たこと、当市では条例がないから出来ないこと）が全く見えてこない。</p> <p>県内では静岡市、牧之原市、川根本町、掛川市、焼津市、小山町が制定済と認識している。</p> <p>例えば10年前に制定した静岡市は、同じ政令市で未制定の浜松市と比べ市勢は見劣りし、同じく未制定の藤枝市も当市より発展が継続しているとの印象を持っている。</p> <p>また、若年人口の増加で注目される長泉町も未制定である。</p> <p>静大日詰教授の市民勉強会でも先行事例での具体的成果例は示されていない。さらに、9/3の市議会 曾根議員の一般質問でも、具体的回答はなかった。</p> <p>なお静岡市のホームページによれば、該条例制定10年後の公募モニターへの調査で、「静岡市自治基本条例」について、「言葉も内容も知っている」のは回答99名中70代1名のみ、「言葉は聞いたことがあるが内容までは知らない」が16名、残り82名は「言葉も内容も知らない」であった。市政に一定の関心を持つと期待される公募モニターでも、この程度の認知度であり、「まちづくり」に大きく貢献しているとは思えない。</p>	<p>また、この条例は市政への関心を高め、一人でも多くの市民にまちづくりに参加していただくことを期待するものです。</p> <p>10年、20年で結果を出すものではなく、将来、結果として協働のまちづくりの推進が図られていることを期待するものです。</p>	
32	<p>通常、何かを作る場合には、当然、メリットとデメリットの双方があるものとする。</p> <p>本条例の制定結果が、本当に良いことばかりのものならば、市民委員に条例の必要性の確認をゆだねるまでもなく、市長が自らの政治責任において条例案を作成し議会上程すればよいだけのことである。</p> <p>自民党のホームページに該条例制定に反対の対場で「チョット待て、自治基本条例」との政策パンフが掲載されている。特定の考えを持つ勢力ではなく、長く政権を担っている政党の主張であり、鵜呑みにすることはないが、それなりの検証が必要と考える。</p> <p>このパンフの主張が全く的外れのものなのか、あるいは、本案はパンフに記載された懸念事項を回避したものなのか、自治基本条例自体が難解でなじみのない内容が多いので、丁寧な説明を求めたい。</p>	<p>島田市における協働のまちづくりを推進していく上で、この条例を制定したいと考えています。</p> <p>一部の政党等が主張している課題（他の条例に優越する最高規範性、市長等の仕事の妨げや議会の否定、特定団体に行政をコントロールされる等）については、島田市が制定しようとしている条例において特段の問題は生じないと考えます。逐条解説中、各条項の説明の中で考え方を記載します。</p> <p>また、市民等のまちづくりに参加する権利を条文に記載し、</p>	

全体	33	<p>自治基本条例素案には断固反対し、この素案の如き迷惑条例を制定しようとする島田市の市政に対して強く抗議する！ 誇りある島田市民としてこの条例素案の如き天下の悪法は即時白紙撤回するように強く求める！ そしてこれは断じて島田市民のつくりあげた素案でないこともここに明記しておく。 この条例素案は今現在全国的にも問題になっているが、ある特定の思想を持った偏向勢力が地方を狙って仕掛けた罠であることは明白である。 島田市の為政者はことにつき知っていたのか？確信犯的に行っていたのであろうか？何故にろくろく調査もせずこの悪法を島田市に制定させようとしているのか？ 真に島田市民の為と考えるなら何故この素案の持つ危険性を調査しなかったのか？その点、島田市議会はさすがである。いち早く他調査をしているのではないか！立派な市議会であるとおつくづく感じ一市民としても誇りに思う。それに引き換え行政は何故にそれを今日まで怠り続けているのか？為政者中に余程の間抜けか偏向勢力の一員が既に存在しているのか？ 即刻島田市民への説明を求める。そしてこの説明責任が誰にあったのか？説明せよ。 一体？この素案は誰が書いたのか？誰が書かせたのか？島田市民への説明を求める。 そもそも島田市民が選んでもいない15名の市民会議なるものを偏向情報のみで勝手に発足させ、市議会と市議員、島田市民の民意をも貶めようとする市の姿勢には到底納得できるものではない。 これが為政者のとるべき態度であるものなのか？どうなのか？説明せよ！ 我々は再三に渡り本条例に対する危険性を含めた冷静に分析した両論併記の情報開示を島田市民へ行うように督促したにも関わらず今日に至るまでその努力はみられず、偏向し偏った情報のみを広報等へ掲載し島田市民への不安を煽り続けた。アンケート、パブリックコメントを実施したなどと言ってはいるが、島田市民へ対し両論併記の冷静な一次情報を一度でも伝えたことがあるのか？一次情報が判らない島田市民へのアンケートやパブリックコメントが一体何の役にたつのか？一般の何も知りえない島田市民は何の事か理解できず答えようが無いではないか？まさかそれを狙っていたのか？ このような小学生でも判ることを島田市の為政者らは判断つかない程の無能な愚か者ばかりなのか？それとも寝とぼけておるのか？ アンケート、パブコメなど笑止千万！と言いたい。島田市の為政者は島田市民を愚弄しているのか？ このあたりの市民への説明責任がどこにあるのか？全島田市民へ公開説明せよ。 幸いにして我々はこの悪法の存在を知り得ており、広く島田市民へも伝達することが出来ている。先の2月26日には島田市有志に於いて本素案に対し有識者をお招きした講演会も開催し、静岡新聞にも掲載された。本添付資料は「島田市への提言」である。本条例素案は既にその時の参加市民らに「百害あって一利無し」の烙印を押された欠陥条例である。 島田市民の血税を投入し仕組まれた欠陥条例素案をつくりあげるとは一体何事なのか？ この添付資料「島田市への提言」を参照し、その条文への筆者の質問に対し1週間以内に文書にて返答せよ。 返答なき場合、本条例素案は白紙撤回させたものと判断する。 更に反論ある場合は静大日詰教授と当方が招く講師の公開討論の場にて決着させるものとするよう要請する。 最後に市役所内の他部署の職員の皆様！この問題につき私達と共に地域づくり課へ抗議の声を挙げていただきますことを切にお願い申し上げます。 この悪法は将来的に必ずや皆様の公務の脚も引っ張ることになる代物であります。</p>	<p>周知を考えていますが、それを義務付けしているわけではありません。 義務付けられているものは、既に法令で定めのあるものに 限られています。</p>	5 その他
	34	<p>市長、議会、市の職員の役割は法に定められている。それらが一緒にあると、この条例が重たくなって、何を言わんとしているのかがよくわからない。もっと軽くするような意味で、まちづくりの宣言書みたいなもので、各地区のコミュニティー活動を推進していくほうがよいのではないか。</p>	<p>条例を制定することが目的とは考えていません。現在の島田市における協働のまちづくりの体制を未来に引き継ぐための一助として条例を制定していきたいと考えます。</p>	

全体	35	条例(案)の役割とか責務は理念であり、今までもこうした理念が実施できていればよくなっていた。この条例を制定したからといって、よくなることはない。廃案にすべき。		5 その他
	36	市長は議会で「島田市自治基本条例の施行後の評価は、市民等が判断することになるものと考えています。」と答弁しているが、市長等・議会も自己評価すること。	協働のまちづくりに関する理念や基本的な考え方を定めた、いわゆる理念条例ということもあり、条文に定はありませんが、市長等(行政)及び議会においても条例に定められている事項の検証は必要と考えます。	
	37	市長は議会で島田市自治基本条例について「現在の市民参加型の協働のまちづくりの取組体制を未来に向け、恒久的に継続するため、まちづくりに関する基本的な考え方を体系的に一覧にして示しています。」と答弁したが、体系的に一覧とは何を指しているか、わかりやすく記載すること。(市民・市民等・議会・市長・市長等・職員)	条例第6章～第9章(第10条～第26条)を念頭においたものです。協働のまちづくりに関する事項を「情報の公開」「市民参画」「公益的活動等」「市政運営」と体系化し、章ごとに条文化したことを指すものと御理解いただければと考えます。	
	38	市長は議会で「条例を制定するメリットとしては、市民には自治体の運営制度やしくみの一覧を手にし、まちづくりに参加する権利があることを自覚し、自治体運営が適切に行われているかチェックすることができること。市の職員には協働のまちづくりに関する認識が向上することと考えます。」と答弁している。答弁内容は、市民について自治基本条例のどこを指しているか以下をわかるように記載すること。 ①「市民には自治体の運営制度やしくみの一覧を手にし」 ②「まちづくりに参加する権利があることを自覚し」 ③「自治体運営が適切に行われているかチェックすることができる」	①については、条例第6章～第9章(第10条～第26条)を念頭においたものです。 ②については、条例第5条を念頭においたものです。 ③については、条例は協働のまちづくりを進めるための行政の制度を市政運営が条例に定められた内容に沿って行われているか確認することができるという趣旨で御理解いただければと考えます。	
	39	職員は当然条例なのでこれは目を通して意識はすると思うが、市民はこれがあるからこれができるとか、なかなか分からないと思う。まちづくりとか地域で奉仕作業をやる人は、この条例があるからやるではなくて、既にやっている。これができたから、その人たちが増えるかという、多分そうならない。それも自由意思なので。	一人でも多くの市民にまちづくりに関心をもってもらえるよう啓発に努め、協働の実践例を増やしてまいりたいと考えます。	
	40	(案)の条文にこめられた「島田らしさ」について 以前の資料では「対話による発展的な解決」と「ときづくり」が島田の伝統と説明されているが、約20年前に移住してきた一市民の感覚としては、これが伝統として定着しているという実感はない。 前市政における「がれき処理」、「病院移転」については、真逆の手法がとられたものと感じている。 また本案を見る限り、前記の「島田らしさ」の条文への反映度は希薄との印象が強い。 どうしても本条例を作るということなら、「島田らしさ」の体現には、むしろ前市政の暴走の反省を踏まえた、「政策決定過程の透明化」、「情報公開の徹底」を当市条例の特徴として盛り込むことを提案する。 (市長自身が、9/3 曾根議員一般質問の最後で同様の趣旨の答弁を行っている) 具体的には ① 情報公開は協働のまちづくりの必須基盤である。 ② 政策決定過程に関わる情報は公開を原則とし、正当な理由により公開できない場合には議会・市長等はその説明責任を負う。 との内容を盛り込むことを求めたい。(具体的条文は事務方で検討されたい) 条文表記も「努めるものとする。」との努力規定ではなく、「しなければならない。」との義務規定とされたい。	「対話による発展的な解決」と「ときづくり」は、まちづくりに関して市民等同士又は市民等と市長等とで意見が異なる場合に、互いの意見を否定し合うのではなく、より発展的な解決策を模索する姿勢をもちながら、対話を行う時間を積み重ねていくことが大切である旨を表現したものであり、条例及び逐条解説では島田の伝統という説明はしていません。 ご提案の情報公開については、市民等の権利の具体例としての例示を検討してまいります。 政策決定過程に関わる情報の公開については、第10条(情報提供)に定める範囲で対応してまいりたいと考えます。	
	41	最高法規と付けない条例であるとしているが、そんなのは当たり前、条例である以上は拘束力が伴う法律、市民を縛るものであることには変わり無し。不必要に市民を縛る自治基本条例には反対。	まちづくりへの参加は任意としており、不必要に市民を縛るものではないと考えます。	
	42	本条例の検討過程で、協働推進の考え方に反すると思われる事項が複数見られた。 ① 第3回市民会議までの条例の「必要性の確認」の過程で事務方による強引ともいえる総括がなされた。この結果に委員	①早急に結論を求めたわけではありません。市民会議を4回開催し、その時点の委員の考え方を確認したものです。	

全体	<p>から異論が出て、確認作業は第16 回会議まで続くこととなったと認識している。</p> <p>② 条令の重要部分である「実効性確保」の条文を欠く素案により、市民アンケートおよび意見聴取が行われた。実効性確保の制度設計は、内容によっては法的裏付を持たない二重権力化を生む危険性も指摘されている。不完全な素案の段階で性急に意見聴取を行うのは市民に対して不誠実であったと考える。</p> <p>③ 前記の市民アンケート(市民意識調査の一部として実施)において、本条例制定の是非を問う設問のみが、「わからない」という選択肢なしの、是非択一方式で設定された。(市HP、H28-12 月分市長への手紙参照)</p> <p>選択肢:「わからない」を排除した理由は、「付属資料を読まずに安易に『わからない』と回答することを防ぐため」と説明された。「わからない」の回答数が増え、条令への理解が低いことの露呈を防ぐ、小細工と言われても仕方がない。「安易な回答を防ぐ」という言い訳は市民を愚弄した発想と思える。</p> <p>④ アンケートおよび意見聴取後に、市民参画の条文に対し、誤字訂正?として「市民」を「市民等」に差し替える変更が行われた。「市民」と「市民等」の使い分けは本条例に反対する勢力の注目点であり、単なる誤字訂正で済まされる問題ではない。事務方による検討が不十分であったことを示すものとする。</p> <p>* 以上、事務方による市民会議運営の実態については複数の疑問点があり、職員が「協働推進」の意義を十分に理解して会議を運営していたかは疑問を持たざるを得ない。</p> <p>職員にすら意義が定着していない条例の制定は議論不十分であり、時期尚早と考える。</p>	<p>②実効性の確保に関する条文は大切であると認識していましたが、アンケートの段階において、条例の骨子(三者の役割、ルールなど基本的な考え方)を伝えることで、条例の趣旨は伝達できると判断したものです。</p> <p>③平成27年度に島田市自治基本条例を考える市民会議が市民アンケートを実施した際には37%の方が「どちらともいえない」と回答していますが、これは具体的な条文案がなかった状況で、判断しかねるという方が多かったのではないかと推測しています。平成28年度に実施した市民意識調査では、一部の条文を除いて具体的な素案が完成しており、素案をわかりやすい口語調にした概要をお示ししました。「わからない」という選択肢を設けますと、素案概要を読まずに「わからない」と回答される方もおられるかと考え、素案概要を読んでから回答していただくことを期待して二択としたものです。</p> <p>④アンケート実施からパブリック・コメント実施までの過程において前文を含め条文を修正してまいりました。パブリック・コメントにおける意見への対応も含め、より良い条例を作ることが大切であり、修正作業も含めて策定過程と御理解いただければと考えます。</p>	5 その他
43	ここがスタートラインということで、一度、住民に対して誠意を持って説明会を開くというか、そういったことは非常に大事なのではないかなと思う。	協働のまちづくりのルールとしての条例の必要性について、広報しまだ等を活用して周知を図ります。	
44	パブリックコメントだけではなく、市民の説明会を各地区ごとに行った後に、正式に議案として出していただくのがいいのではないかなと思う。		
45	市ができないから、住民にやってくれという条例であるならば、その根本を市民がほんとうに理解して作ったのかどうか。	協働のまちづくりを実現するため、市民力を高める手段の一つと考えています。	
46	文言について、このまま出されたら、市民が見て、わけがわからないので、条例として決められて、条例で決まっているのだからこれをしなさいと言われてたら、住民はどうするのだという心配は出てくる。	なお、まちづくりへの参加は任意としています。	
47	条例が決まってしまっているから、こうあるべきだよという状態で、市民にこれをやってくださいということだと、やっぱり反発すると思う。		
48	パブリックコメントが8月の終わりからで、11月に修正がかかって議案提出ができるのか。もう一度制定委員会を開いて、検討して、その中身によって、これでは間に合わないから時期をずらすかということになるのかどうか。	議会への条例案の提出時期については、庁内の自治基本条例制定委員会で検討してまいります。	
49	市長がこれをつくりたいという思いはわかる。だったら、もっと議論をする時間が必要だと思う。時間については再検討して欲しい。		
50	この条例は理念条例ですので、現実の場でより拘束力を持つ個別の条例の制定が必要となりますが、その点については触れていませんが、条文として記す必要はないのですか。	協働のまちづくりを推進するための基本的な理念や考え方などを示すにとどめ、個別の条例の引用は行わないこととしました。	
51	自治基本条例(案)は、島田市がすでに制定している条例・規則等の例規のうち、どの部分が足りなくて新たに条例を制定しようするのか理由を明確にすること。	協働のまちづくりを推進するための基本的な理念や考え方などを体系的に示すため、この条例では他の条例の規定と	

全体		重複する事項についても定めています。	5 その他
	52	第2条(定義)の(3)項で「市長等」の説明として、ひとつに病院事業の管理者を上げている。病院事業の関連として、本年3月30日に島田市地域医療基本条例が制定されました。この島田市地域医療基本条例は「市民の役割」「医療機関の役割」「市の役割」について基本理念を定めており、自治基本条例と同様のつくりで重複しているため、どちらかを削除する。	条文の構成が重複するところではありますが、条例の目的とするものが異なることから、並存するものと考えます。
	53	本条例の(案)の検討には市民委員と職員の膨大な人的資源が投入された。市民委員が市のありかたについて長時間議論した結果は、今後の市政運営に生かされるものと期待するが、条例制定後も、「実効性の確保」には相当の資源投入が必要と推測する。	まちづくりへの参加を強制しても良い結果は生まれないと考えます。一步一步着実に一人ひとりの市民力を高めていくことが大切で、その結果として、前文に記載したまちづくりを推進してまいりたいと考えます。
	54	去年、静岡の自治基本条例が10年たってどれくらい周知されているかというアンケートをとって、2割だったという結果が出ている。あの結果を受けて、島田市は制定したら同じようにならないという理論、静岡と同じようにはならないと必ずしも言い切れるのか、そうならないためにどうすればいいのかという考え方まであるのか。何で周知されないのか。多分この条例は理念条例で、強制力がないから周知されないと思う。条例をつくるのであれば、それを守らないのはだめだよ、こういう罰を与えるよというくらいまでないと、つくっても意味がないのではないかと思う。それぐらいのことがないと周知されないのではないかということ懸念している。	
	55	本条例の検討にあたった市民会議のメンバーには、多大な貢献に敬意を表するものである。市長および市当局におかれては、長期にわたった議論の成果を今後の市政運営に生かすことを希望する。	島田市自治基本条例を考える市民会議で協議されたまちづくりに関する様々なご意見は、協働の取組の参考といたします。
	56	行政や議会は現状の市民の様子ではなく将来の市と市民のあるべき姿を念頭に計画をもって進んで行ってほしい(市民には少しの後押しで出せる力がある後押しの方法を考える際は協力したい)	そのための条例制定と考えています。
題名	57	市民に自治基本条例という言葉を出すと、それ何？と言われる。自治基本条例という言葉自身が難しくてなかなか伝わらない。だから、自治基本条例という名前ではなくて、例えばまちづくり基本条例とか、島田市協働のまちづくり基本条例とか、市民に、あなたたちの力をかりて一緒にやっていくということがストレートに伝わるような表現をしないと、幾らパブリックコメントをしても、自治基本条例と聞いただけで難しくなってしまうということがあるので、条例の題名ももうちょっと考えたほうがいいのではないか。	ご意見を踏まえ、条例の題名を再度検討します。
	58	自治基本条例という言葉自体が難しい。	反映に向け検討する意見
前文	59	木都といっても分かる人が少なくなっている。 駿河と遠江との国境といっても、あまり意味がない。 したがって、書かなくていいのではないか。	島田市の来歴等を述べるに当たり、必要な事項と考えました。
	60	条文は法律用語の使用や固い言い回しのため、とっつきにくい印象を持たれることを余儀なくされます。前文はその制約から離れ、思いを込め、制定の意義を潤いを持った言葉で語る事ができ、他の自治体と違った島田独自の視点をも示すことができます。案では島田の歴史、そしてシンボルである大井川に触れながら、ゆったりと流れていた文章が後半、せっかちに駆け足のように結んでいくように感じます。もっと長くてもいいので、こなれた表現に努めるべきと考えます。	ご提案を踏まえ、文章の修正を検討します。
	61	昨年の前書きの方がより良いと思いました。その理由と私なりの改正案を以下に示してみます。 ①今回大井川の記述が増えていますが、自治基本条例の趣旨とどんな関連があるのでしょうか。大井川の記述は今回の素案の3行だけでよい。その後「明治前半日本で初めての婦人参政権の行使したまち、大正後半から昭和初期新進気鋭の学者たちをお呼びして新しい文化を吸収しようとしたまち。戦後は他の自治体に先駆けて、国外都市との交流を図り、多様性を受け入れる文化を脈々と受け継いできました」のような文章を入れる。 ②“地方創生”という言葉は、“一億総活躍”などと同じように現政権の施策のスローガンであり、この用語は使うべきでない。そこで、これに続く文章は昨年の案との折衷ですが「地方分権の進展や少子高齢化・人口減少社会の到来などにより、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度からの転換が求められている中、私たちは、この歴史あるまちを	反映できない意見 反映に向け検討する意見

前文		さらに発展させ、次世代に引き継いでいかなければなりません。 ③郷土愛という言葉も抽象的、いろいろなとらえ方があるので使うべきでない。そこで、②の「 」の後に続く文章は“郷土愛を胸に”はカットし「そのためには、一人一人が地域、性別、世代を超えて・・・(以下、今回の素案の文章で最後まで)」		
	62	目次の「附則」と次に来る「前文」との間は行を空け、区切りを明確にする。	法制執務(例規立案)のルールとして、行間を空けないこと	反映できない意見
	63	「前文」と「第1章 総則」の間および各章間は行を空け、明確にする。	としています。説明用の資料では、ご意見を踏まえ分かりやすい表記に努めます。	
	64	前文の「そのためには、一人一人が・・・大切となります。」は、島田市自治基本条例を策定するよりも、現存する例規を正しく理解して運用していないことが問題であり、例規の見直しと整理を行うこと。	ご意見のように既存例規については、現状に合わせて随時必要な見直しと整理が必要であると考えます。	その他
	65	前文では「・・・市民等・議会・行政がそれぞれ・・・」とあり、第1条では「・・・市民等の権利及び役割並びに議会及び市長等の役割・・・」とある。前文では「市民等・議会・行政」としているが、第1条では「市民等・議会・市長等」としていて、異なっている。意図とする三者を統一して表現する。	表現を統一するよう再度検討します。	反映に向け検討する意見
	66	前文の最後の2行において「わたしたちは、・・・島田市自治基本条例を制定します。」とあるが、『わたしたち』とは誰を指すかわかるように記載すること。	条例案の提案権は市長又は議員にありますが、ここでの意味として、市民等、議会、 <u>市長等</u> の三者を示しています。	反映できない意見
	67	素案だったときの文章では、地方分権の進展や少子高齢・人口減少社会の到来などにより、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度からの転換が求められているよということだから、これは住民主体とか、そういったことではなくて、拡大路線でやってきた物事を見直さなければいけないよというように私は理解すべきかと思う。	協働のまちづくりを進める理由の一つと考えています。	その他
	68	自助・共助・公助というのは、特に災害などのときに言われているが、やはり行政の責任はあると思う。自己責任でまずやりなさい、それでお互いにコミュニティーで助け合いなさい、その後行政が手助けしましょうみたいな感覚を受ける。「市民等・議会・行政がそれぞれの役割を担い」と書いてあるので、その言葉だけで十分ではないかと思う。	自助・共助・公助という表現は、防災分野だけでなく、福祉・介護などの分野でも用いられています。住民の自己責任を強調するために用いているわけではありません。	反映できない意見
	69	人口が6万人に減少するという予測に対し、前文に発展させるという文言があるのは矛盾ではないか。	人口が増加することだけがまちの発展ではなく、まちづくりに自発的に取り組もうとする市民が増えるなど市民力を高め、人材を育成することもまちの発展につながるものと考えます。	
第1条	70	基本的に市民、市民等、市長等、議員の役割の明確化であり、権利をしいて現す必要はないのではないか。	まちづくりに参加することができる権利を有していることを自覚(周知)した上で、役割を担っていただきたいと考えています。議員も市職員も市民等に含まれます。	反映できない意見
	71	第一条について、現在、市民等の権利及び役割並びに議会及び市長等の役割は明確になっていないのか? なっていると 思うが、間違いか? 市と住民は現在協力して街作りを行っていないのか?	それぞれの役割を周知し、一人でも多くの方が協働のまちづくりに参加することを期待しています。	
第2条	72	逐条解説に「法人」も含むとあるが、法人は市民等の方に入るのではないか。	地方自治法での住民の解釈を参考に、主たる事務所等を市内に有する法人については、市民に含めるものとしています。	既に盛り込み済みの意見
	73	論点にあった「市民等」の表現については、やはりまちづくりに関して、そこに実在する事業所や法人等を巻き込んでいかなければ、なしえないことがほとんどなので、この表現が良いと思う。	ご意見のように考えています。	
	74	「市民」には外国人が含まれる。外国人にも投票権や日本国民と同等の発言権を与えるのか?	まちづくりには、様々な人、団体が関与していることから、	反映できない意見
	75	解釈によってどんな人もあてはまるということになりかねない。ここには国籍についての規定もない。つまり外国人でも良いということになる。 なぜ外国人の扱いにこだわるかという、国の安全保障に関わる、つまり生命と財産に関わる問題であるから。この機会	「市民」、「市内に通勤、通学する人」、「市内に事務所又は事業所を構え、事業を行う法人などの団体」、「島田市のまちづくりに参加する個人と法人などの団体」を「市民等」と定め	

第2条	に島田市民そして周辺住民、県民、国民が移民難民や他国からの侵略について考えるべきだと思う。どうやって自分たちの生命と財産を守るべきかじっくり考えるべきだと思う。	ているものです。この条例では、地方自治法における住民の解釈と合わせ、市内に住所を有する者については日本国籍	
76	市民等の定義が広すぎる。外国人・テロ組織・暴力団・宗教団体・共産党なども含まれる内容となっている。日本国籍を有し、島田市に住民登録をしている国民とするべき！ 次の議題とも関連するが、住民投票を外国人や市外に住民票を持つ人、テロ組織、暴力団体等にも与えるのか？ 余りにも島田市民をバカにして愚弄している。島田市の事は島田市在住の日本国民が決めるようにするべき！ 「市民等」には、外国人・テロ組織・共産党・暴力団・過激派・宗教団体も含まれますね。	を有しない者も「市民」に含めて考えています（ただし、選挙権や条例制定の直接請求権など日本国民に固有の権利は与えられていません）。 暴力団等が組織的に行う違法・不当な行為については、法令で禁じられているものであり、違法・不当な行為によりまちづくりに参加しようとする者は、厳正に排除すべきものであると考えます。	
77	私見では、本条例が制定された場合に最初に注目されるのは「浜岡再稼働の判断」が現実化した時となる可能性が高いと考える。 先の曾根議員の議会質問で、染谷市長は、「特定の外部勢力は、『誰もが住みよい島田をつくるために活動する人たち』には当たらず、市民等には含まれない」と答弁した。しかし、「安全な島田＝住みよい島田をつくるための活動」と主張されれば、彼らを拒む論理は構築できないと思える。 立法過程では性悪説（恣意的解釈の余地のない条文）が必要であるが、「誰もが住みよい島田をつくるために活動する人たち」を外部勢力と明確に区別できる条文作成は困難であろう。 市民の意見を二分する可能性がある事態において、本条例制定が外部勢力介入を助長することとなる懸念をぬぐいえない。	「住みよい島田をつくるための活動」と考えて行われるものであれば、まちづくりを考える市民活動になるものと思います。ただし、誰もが住みよい島田市を作るための活動かどうかについては、市民等で話し合い、その結果を受けて市が政策的に判断し、議会で審議をしていただくことになるものと考えます。 その際に、アウフヘーベンの考え方にに基づき、対話を重ね、より発展的な解決策を模索し、関係者の合意形成に努めることをこの条例では期待しています。	その他
78	条例を否決した自治体では、最高規範性の問題と住民投票のあり方と市民の定義についてが反対する論者の題目だった。これについて、島田市はどのように判断しているかということや逐条解説等において述べていく必要があると思う。外国人の取扱いをどうするかということについて、もう少し分かりやすく説明する必要があるのではないか。	外国人に関する説明を逐条解説に追加するよう検討します。	
79	「協働のまちづくり」か「協働によるまちづくり」か？ 「解決に協力して取り組む」か「解決に向け協力して取り組む」か？ 助詞の使い方は幅があるが、適切か？	法令における表現を参考に再度検討します。	反映に向け検討する意見
80	そもそも協働って何？「共同」「協同」「協力」という言葉なら知っている。協働は左翼の造語であるが、そんな言葉を条例にする理由は？	この条例では、市民等、議会及び市長等の三者が協力して公共的な課題の解決に取り組むことを「協働」と定めています。	反映できない意見
81	第2条(定義)(4)協働および(5)まちづくりは、市長・議会は基本的に報酬があるが、市民は自治会活動や地域見守り活動などボランティア要素が高い。本条例(案)は公平・公正とは言えない。	議員、市長は、法令等に基づき市政全般に関する業務を行うことに対し、報酬を受け取ります。 この条例は、一人でも多くの市民等が市政に関心を示し、自主的に協働のまちづくりに参加していただくことを期待するものであり、強制的に参加を求めるものではありません。 当然のことながら、議員、市長及び市職員も一市民としてボランティアで協働のまちづくりに参加するときは無報酬となります。 いずれにしても、協働のまちづくりを進めるに当たり、市民等に無理のない範囲で取り組んでいただけるよう市長等の配慮が必要と考えています。	

第3条	82	(1)(2)(3)は、現在できていないのか？	この条文は、まちづくりの理念(あるべき姿)を、条例に明文化しようとするものです。	反映できない意見
第4条	83	条例化しないと出来ないのか？出来ていないのか？そんなに市長や役人、議員は頭が悪いのか？	この条文は、まちづくりを行うに当たって必要となるルール・決まりごとを、条例に明文化しようとするものです。	反映できない意見
第5条	84	市民等は「年齢、性別等にかかわらず」等、平等の権利があることを表現することについての議論はなかったか。	一人ひとりの思いが生かせるまち、誰もが参加できる雰囲気、場所づくりといった意見があったことを踏まえ、修正を検討します。	反映に向け検討する意見
	85	市民等は「情報の公開を請求する権利を有する」ことを加えることは検討されなかったか。		
	86	「権利」がやや唐突な印象。協働のまちづくりの理念に対し、「権利」(主張・享受できる力)がそぐわないと感じる。仮に是認するにしても「役割」の細かな規定に比して漠とし「権利」の具体的な内容が伝わってこない。もう少し補足してほしい。		
	87	市民等は、まちづくりに参加する権利を有する。について、外国人・テロ組織・共産党・暴力団・過激派・宗教団体にも権利を与えていいのか？	暴力団等が組織的に行う違法・不当な行為については、法令で禁じられているものであり、違法・不当な行為によりまちづくりに参加しようとする者は、厳正に排除すべきものであると考えます。(以下削除)	反映できない意見
	88	第5条(市民等の権利)で「市民等は、まちづくりに参加する権利を有する。」と市民等のみが権利を条文化しているが、権利をどのように保証するかを記載すること。	まちづくりに参加しやすい雰囲気づくり、環境づくりをすることがまちづくりに参加する権利を保障することになるかと考えます。その一手段として、市政に関する様々な情報を市民に提供することとしています。 なお、条例の制定を市長に求める直接請求や情報公開など個別、具体的な権利の内容については、地方自治法などの法令や情報公開条例など他の条例で定めています。	反映できない意見
89	逆に、市民の権利を保障するものということだが、窓口とかでいろいろな意見を言って市の職員の時間をたくさんとっている方がいるが、自治基本条例だから俺の言うことを聞けとなってしまうことも危惧される。	まちづくりに関する多様な意見を公平かつ誠実に聴く必要はありますが、業務を滞らせることのないよう、状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えます。	その他	
第6条	90	次に掲げる事項を積極的に行うよう努めなければならないとあるが、「情報の入手」、「知識及び能力の習得」、「人材の育成」等は、市民の立場から実際上義務として課せられるのは重く、無理のない努力でいいと思う。表記は「努めるものとする」でどうか。	ご意見を踏まえ、関係条文との整合を図り、表現を改めるよう検討します。	反映に向け検討する意見
	91	第5条に市民の権利としてまちづくりの参加がうたわれ、第6条に、権利使用の前提としての義務(役割と記されているが義務としか理解できない)・第6条でまちづくりについて考えるために(1)～(4)の事項を行うように努めなければならない。とされているが、考えるだけなのか、考え、そして参加することが肝要なのではないか。市民がまちづくりに参加するためには行政のサポート、環境整備が必要なのだが、第8条3の市民等のまちづくり参加のための多様な機会の設置は市長等の配慮とされ、第14条では市民等のまちづくりに関する知識及び能力を取得するための機会の提供は市長等が努めるものとするという表現になっている。この関連する3つの条文を見比べると第6条の努めなければならないという強い文末表現は整合性を欠くように思われる。		
	92	「市民等は・・・努めなければならない」としているが、「努めるものとする」ではどうか。	分任の <u>内容が分かるよう</u> 修正を検討します。	反映に向け検討する意見
	93	ほかの市町の条例を読んだが、文の表現が「するように努めましょう」とかいうような形になっていて、負担を分担しなければならないという表現では、受け取るほうも何だろうと思うところもあると思う。		
	94	「法令等の定めるところにより、まちづくりに要する負担を分任しなければならない」の規定も重く感じる。「法令の定め」も含め、「負担を分任」の内容や意図が見えず、市民感覚から不安、違和感を覚える。		
95	第6条第3項に市民等は、法令等に定めるところにより、まちづくりに要する負担を分任しなければならないとある。分			

第6条		任しなければならないというのは負担をすることではないか。		
	96	税金以外の受益者負担、利用料や使用料は、ほかの条例とか規約で決まっているのに、また重複してそれをつくるのか。あってもなくても同じでは。市と市民と議会が一体となってまちをよくしようということは、今ある条例とか自治法の中でできる範囲であって、改めてどうして作る必要があるのか。	協働のまちづくりを推進するための基本的な理念や考え方などを体系的に示すため、この条例では法令に基づく権利や義務についても、あらためて定めています。	その他
	97	本当に市民には負担をかけないということを明文化しておかないと、書いていないことを言われたと反発みたいなものが出る。市民に負担がないのだったら、その辺のことを条例として書くべき。	まちづくりへの参加は任意であり、参加しないことによって不利益を被るものではないことを、逐条解説に記載しています。	反映できない意見
	98	なぜこの条文に書かれている事を市側から強制されなければならない？そのような事を市民に提供しレクチャーするのは、市役所行政の仕事では？島田市は仕事を放棄するのか？市民をバカにしているのか？	協働のまちづくりを進めるに当たり、市民等に期待する役割を定めたものです。また、まちづくりへの参加は任意としています。	
第7条	99	「議会の議員は、・・・市政に適切に反映させるよう努めるものとする。」としているが、「努めなければならない。」にしたらどうか。	島田市議会基本条例と表現の整合を図ります。	反映に向け検討する意見
	100	「議会は、本市の議事機関として・・・」は「議決機関」とすべきではないか。	憲法第93条の規定を参考に議事機関としました。	反映できない意見
	101	現在できていないのか？この条例で書かなければならない理由は？	協働のまちづくりを推進するための基本的な理念や考え方などを体系的に示すため、この条例では既に取り組んでいる事項や他の条例の規定と重複する事項についても定めています。	意見
	102	島田の素案では、議会についてあまりうたわれていなかったり、言葉や文に明記しなくてもいいようなことが書かれていたりする。こういうものが議会だと当然分かっているから書かないのか、これは載せるけれどもこれは載せないみたいなものの考え方があるのか。	議会に関する基本的事項については島田市議会基本条例に定められており、自治基本条例では協働のまちづくりにおける議会及び議員の役割についての基本的な考え方のみを示しています。	
第8条	103	第8条(市長等の役割)1項「市長は、・・・示さなければならない。」はどのようにやるか、方法を記載する。	この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本的な理念や考え方などを体系的に示すものであり、具体的な市政の現状及び将来像については、島田市総合計画等において個別に示すものと考えます。	反映できない意見
	104	この条文は危険、(特定の)市民等の意見を反映しなければ市長が行政を運営出来ないとも解釈できる。	市長等は、一部の意見に基づいてまちづくりを進めるのではなく、多様な意見を聴く機会を設け、適切に政策に反映させるよう努めることを定めた、市長等に対する努力義務規定です。	
	105	意見を政策に反映させるよう努めるとあるが、「聴き」は良いが、政策に反映させるには的確な判断が必要ではないか。	ご指摘のとおり、市長等にはいただいたご意見を政策に反映するに当たり、的確な判断が求められているものと理解しています。また、議会での審議の過程でも適切な判断がされるものと考えます。	その他
第9条	106	地方公務員法の服務に則ったとのことだが、本条例でそのままの引用では馴染まないように感じる。例えば「全体の奉仕者として」は「まちづくりのために市民全体の奉仕者として」などこの条例にふさわしい表記に改めるなどしたらどうか。	第1条(目的)の「協働のまちづくりの実現」と重複する表現のため、個々の条文では「まちづくりのために」という表現を省略することとしました。	反映できない意見
	107	市役所の職員はこんな事を明文化されないと仕事が出来ないのか？頭が悪いのですか？	協働のまちづくりを推進するための基本的な理念や考え方などを体系的に示すため、この条例では既に取り組んでい	

第9条			る事項や他の条例の規定と重複する事項についても定めています。	
第10条	108	第1項及び第2項「議会及び市長等は・・・努めるものとする」としているが、「努めなければならない。」にしたらどうか。	いずれも努力義務を課す表現ですが、事情により情報を提供できない事案もあることから、この表現に留めています。	反映できない意見
	109	現在出来ていないのか？	協働のまちづくりを推進するための基本的な理念や考え方などを体系的に示すため、この条例では既に取り組んでいる事項や他の条例の規定と重複する事項についても定めています。	
第11条	110	現在出来ていないのか？	協働のまちづくりを推進するための基本的な理念や考え方などを体系的に示すため、この条例では既に取り組んでいる	反映できない意見
第12条	111	現在出来ていないのか？	る事項や他の条例の規定と重複する事項についても定めています。	反映できない意見
第13条	112	とても危険な条文、主体的に市民等が参加しないとダメと言うことは、日頃ヒマな、過激派等の活動家が参加しても言うことを聞かなければならなくなる。 主体的に仕事をしないといけないのは、市長と役人のはず！	この条文は、市民等が計画の検討段階から主体的に参加できるように、市長等は様々な工夫や機会を設けるよう努めることを定めた、市長等に対する努力義務規定です。	反映できない意見
第14条	113	市民をバカにしている条文	この条文は、市民等にまちづくりに関する知識と能力を習得するための機会を設けるべきことを定めた、市長等に対する努力義務規定です。	反映できない意見
第15条	114	国籍についての規定がない。住民票があるだけで日本国籍のない者が自治に関わることは憲法上も問題があるかと思う。現行憲法でも外国人の人権が認められているという解釈があることも知っているが、外国人は「お客さま」に過ぎない。家族や身内として扱うのであれば「義務」と「権利」の両方を持たなければならない。議会制民主主義が蔑ろにされることになりかねない。直接制の民主主義では雰囲気や浅い思慮で行政が左右されてしまうおそれがあるので、議員を選んで、直接民主制で選ばれた首長と実務をこなす職員を監視する役目を与えているのでは	住民投票の資格については、案件ごとに住民投票に関する条例案を議会で審議し、議決を経て定めることとなります。	反映できない意見
	115	最も危険な条文である。「市民」外国人を含む年齢制限なしに投票権を与える、外国人参政権である。 まったくもって必要なし！ 「本市の議員及び長の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の規定により住民投票を実施するための条例の制定を請求することができる。」この条文は現在の法律でも実施できる。それ以外にこの条文を作る意図が解らない。外国人に参政権を与えたいだけであると思う。		
	116	第15条(住民投票)1項は、市長に住民投票行使の権限を与えることは妥当ではないため削除する。		
	117	逐条解説に、議員の議案提出権により住民投票条例発議は議員定数の1/12以上の者とあるが、島田市の議員数だと少人数で多発することができないか	地方自治法第112条第1項及び第2項の規定により、議員は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成をもって議案（条例案）を提出することができることとされています。	その他
第17条	118	インパクトのある簡潔な表記だが、条文の内容から「命と暮らしを守るまちづくり」が妥当ではないか。	ご意見を踏まえ、見出しを再度検討します。	反映に向け検討する意見
	119	第17条(命を守るまちづくり)は当たり前のことであり、他の例規に謳われていないか確認して、あれば削除する。	協働のまちづくりを推進するための基本的な理念や考え方などを体系的に示すため、この条例では既に取り組んでいる	反映できない意見

第17条			る事項や他の条例の規定と重複する事項についても定めています。	
第19条	120	第19条(総合計画)において、市長は総合計画を策定するとあるが、現状では「島田市総合計画の策定等に関する条例」により、市長は総合計画を策定することになっていて、自治基本条例と重複しているため削除する。	協働のまちづくりを推進するための基本的な理念や考え方などを体系的に示すため、この条例では他の条例の規定と重複する事項についても定めています。	反映できない意見
第21条	121	第21条(財政運営)の2項として、総合計画の事業と連動し、目的・成果が市民等に見えるようにすること。	この条例は、協働のまちづくりに関する理念や基本的な考え方を定めた、いわゆる理念条例と考えています。 <u>総合計画に掲載した事業の成果に関する規定は、島田市総合計画の策定等に関する条例で定めるべきであり、既に定めています。</u>	反映できない意見
第22条	122	第22条(行政評価)1項は「島田市総合計画の策定等に関する条例」第8条に規定されており、重複しているため削除する。	協働のまちづくりを推進するための基本的な理念や考え方などを体系的に示すため、この条例では他の条例の規定と重複する事項についても定めています。	反映できない意見
第26条	123	第26条(附属機関等の委員の選任)「市長等は・・・努めるものとする。」のうち『委員の選任に当たっては、委員を公平に公募するよう』と『公平に』を文中に追記する。	公募(一般から広く募集を行うこと)は、公平な募集方法と考えるため、「公平に公募」という表現は意味合いが重複するものと考えます。	反映できない意見
第27条	124	市長は適切な支援をする旨の文章に対し、これからも地域から企画し、発信し、実行していかなければと、再確認したが、諸事情(①人口分布に偏りがあり、高齢者だけとか、若者だけとか②新しくできた分譲地で、地域愛が少ない・・・とか)により、発信できない&企画の弱い自治体もあると思うので、その辺はケアの必要もあるのではないかとも思う。	協働に関する意識の啓発に努め、協働のまちづくりに主体的に取り組む意欲のある市民等への支援に努めてまいります。	その他
第28条	125	案の協働のまちづくりを推進するための委員会の設置は中途半端で意味がないと思う。	自治基本条例の実効性を確保するための仕組みとして市民等で組織する協働のまちづくり推進委員会を設置しようとするものです。	今後の検討課題とする意見
	126	多様で広範な市民参加によるまちづくり。新たな公共の形を志向するこの条例の理念と極めて従来形を思わせるこの委員会とのギャップを感じてしまいます。協働のまちづくりを本当に推進するのであれば、協働推進基本計画のようなものを策定し、合わせて現実の場で活動しているNPO、ボランティア団体の方々を取り込む形で協働推進市民会議を設けて、実効性のある協働推進を図るべきと考えますが、いかがですか。	条例の制定後は、協働のまちづくりに関する市民等、議会、市長等の意識の醸成を諮るための調査審議を中心に行うことを想定しており、いずれは、ご提案のように協働のまちづくりを推進するための方針や施策を定めた計画の策定に関する調査審議や、委員会が主催するワークショップ等の開催も検討してまいりたいと考えます。	
	127	5名の委員会で討議するのではなく、この5人の委員がまちづくり市民討議会(名称は何でもいい)を立ち上げて、各地でワークショップやパネルディスカッション等を開催などする市民ボランティアと一緒に自治基本条例やまちづくりについて広範な市民が意見を交わす「場を作る」(協働のインターフェースの見本として) →多様性を認めたり、アウフヘーベンの考えを実効性のあるものにするにはこの改良が必要です		
第30条	128	この条例は理念条例であり、この理念を現実のものとするには制定後の取り組みが必要です。この協働のまちづくりを推進するための委員会というものがわかりません。なぜ5名以下なのか、15人あるいは25人、50人の誤植ではありませんか。	第29条に定める事項を調査審議するのは5名程度が適当と考えています。しかし、将来、協働のまちづくりに関する行動計画を策定し、検証する際には、見直しが必要になるものと考えます。	今後の検討課題とする意見
	129	推進委員会の委員は、市長が委嘱する。つまり、ほとんど市長が選んだ人である。もともと住民と行政と議会がともにまちづくりをするというならば、この選定はおかしいと思う。公平な立場で第三者が確実にチェックするメンバーをそろえて、しっかりと遂行されているか、進んでいるかということをチェックする必要があると思う。	附属機関の委員は、市長が選任することになります。 <u>委員を応募者のみで構成することは可能か</u> と思いますが、応募者が島田市の実情を理解しているかは分からないため、その点も含めて検討が必要かと考えます。	反映できない意見
	130	推進委員の任期が2年とされているが、ほかの委員も2年だから2年だからといって、根拠があまりにも不明である。2013年12月6日の市長答弁の中で、市長は市の憲法というものをつくっていきたいという、相当大きな規範性をもって答弁している。それだけ大きなものを、簡単にほかの委員と同じようにするという自体、軽く見ているのではないかな	委員の任期に関しては、選任に関する公平性と調査審議に関する客観性を確保し、定期的に市長が委員の委嘱が適切であるかを判断する機会を確保するため、2年としたもの	今後の検討課題とする意見

第30条		と思う。	です。委員が適任であれば、本人の意向も踏まえ再任をするものと考えます。	
	131	“協働のまちづくり推進委員会”の委員について「(2) 公募に応じた者のうち市長が適当と認める者」とありますが、“無作為抽出の市民”に変更しませんか。ご検討ください。 その理由は6月1日にお聞きした、元我孫子市長の福嶋浩彦の話に「市民の意見をきく方法として、公募（応じる人は自分の意見を持ち、新しい議論ができない）より無作為抽出の市民による会議の方が多様な意見の出る確立が大きく面白い（良い意見をきける）」があり印象に残ったため。	様々な立場の委員から多様な意見を聞き、委員会の議事を活性化してはどうかというご提案の趣旨は理解できますが、協働のまちづくりを推進していくため、委員には協働に関する知識や意欲のある方を選任したいと考えます。	反映できない意見
第32条	132	この規定を見ていくと、5人の委員をつかって、その変更については社会情勢の変更等は勘案して条例を見直すことはあるけれども、それ以外の条例の変更はこの5人が審査するしかないということになっている。市長が変わり、この条例をやってもあまり意味がなかったのでやめたいといった場合にも、この条例は廃止できないのでは。	条例の改廃に当たっては、推進委員会への諮問を義務付けており、市長は答申を踏まえ判断することとなりますが、市政を総合的に勘案した結果、答申と違う判断をすることもあり得ます。	その他
	133	推進委員会での条例の見直しについては市長の諮問によるという形だが、市長が条例改正の指示を出すのか、それとも市民の中から出るのか。市長が諮問しない限りは改正がないのか。	また、条例の改廃については、市長だけでなく議員にも提案権があるほか、市民等の意見を踏まえて推進委員会が市長に提案の意見を述べることも考えられます。	
	134	条例の見直しについて、栃木市の場合は5年を超えない時期の間に必ず見直しをしなければならないということを条例の中で決めている。定期的に見直しをやらなければならないと思う。	定期の条例の見直しは予定していませんが、条例の運用状況の検証を定期的に行い、協働のまちづくり推進委員会や市民等の意見も踏まえながら、見直しについて判断をしていくものと考えます。	反映できない意見
附則	135	附則のところにある周知期間に行うことがかかれており良いこととは思いますが、このように1つ1つの活動だけでなく周知期間におこなうこと、その後3年その後5年などのような、この条例の周知と定着、推進を図る「計画」を作っていただきたい	条例の施行後、協働のまちづくり推進委員会に諮りながら、協働のまちづくりを推進するための方針や施策を定めた計画の策定に取り組んでいくことを検討してまいります。	今後の検討課題とする意見